

訴 状

さいたま地方裁判所御中

平成 22 年 8 月 5 日

〒355-0215

埼玉県比企郡嵐山町

原告 渋谷 登美子

〒355-0200

埼玉県比企郡嵐山町

原告 岡野 璃恵子

〒355-0227

埼玉県比企郡嵐山町

原告 彌 永 健 一

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐竹 俊之

弁護士 太田 伸二

〒355-0211

埼玉県比企郡嵐山町杉山 1030-1

被告 嵐山町長

岩 沢 勝

公金支出金返還請求事件

訴訟物の価額

判定不能

貼付印紙代

13000 円

請求の趣旨

- 1、 被告は、松本美子に対し、金 46 万円並びに内金 230,000 円については平成 21 年 3 月 6 日から、内金 50,000 円については平成 21 年 12 月 26 日から、内金 180,000 円については平成 22 年 2 月 26 日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員の不当利得返還請求をせよ

2、 訴訟費用は被告の負担とする
との裁判を求める

請求の原因

1、 当事者

原告は嵐山町町民である
被告は嵐山町町長である。

2、 原告らが、被告に対して不当利得返還請求を求める相手方は次の者である。

相手方 松本美子 平成 20 年、21 年、22 年の嵐山町議会議員

3、 違法な公金支出

(1) 法 92 条の 2 及び嵐山町議会議員政治倫理条例

嵐山町議会は、議会議員政治倫理条例を平成 19 年 6 月 8 日に制定した。法 92 条の 2 の規定を受けて、政治倫理条例第 8 条は次のように定める。

第 8 条 議員及び親族等が取締役等に就いている法人等は、地方自治法 92 条の 2 の規定を遵守し、町が発注する工事の請負契約及び業務委託契約並びに備品納入契約を辞退するものとする。

そのような場合、任期開始の日から 30 日以内に議長に辞退届けを提出し、議長は町長にその写しを送付しなければならないことを定めている（同条 2 項 3 項）。

この規定は、法 92 条の 2 を条例化したものである。同条文は「当該地方公共団体に対する請負」を禁止しているが、請負とは、必ずしも仕事の完成に対し報酬が支払われる狭義の請負関係に限らず、広く営利的、経済的な取引契約を含むものである。

普通地方公共団体の議員が個人として当該普通地方公共団体に対する請負をするときは、請負量の如何に関わらず一律に兼業を禁止しているが、これは地方公共団体の犠牲においてその長、議員の個人的な利益を図ることを防止することにあるばかりでなく、議員の職務執行の公正、適正に対して、町民に対して疑惑を生じさせないという趣旨、目的も含まれる（同条例 8 条 2 項）。

(2) 相手方松本美子は、嵐山町議会議員でありながら長年、嵐山町人権教育事業吉田集会所のふれあい講座講師を嵐山町より請負っていた。平成 20 年度については、被告より平成 21 年 3 月 5 日に 230,000 円を交付された(甲 6)。又、平成 21 年度については、被告より平成 21 年 12 月 25 日に 50,000 円(甲 5)、平成 22 年 2 月 25 日に 180,000 円(甲 4)が交付された。このことは地方自治法(以下、「法」とする)92 条の 2 ならびに嵐山町議会議員政治倫理条

例（以下「政治倫理条例」とする）第 8 条違反にあたる違法な請負もしくは業務委託契約であり、違法性を承継した違法な支出である（甲 2、甲 3）。

しかし、相手方松本美子は、平成 19 年度 10 月 15 日選挙当選後の 30 日以内に議長に辞退届けを提出せず、平成 19 年度講座講師の業務受託を続け、平成 20 年度、平成 21 年度も嵐山町人権教育推進協議会のふれあい講座講師を続けて、政治倫理条例第 8 条の町公共事業等契約に関する遵守事項に反している。被告は政治倫理条例違反の相手方松本美子に対し、被告は講師謝礼として多額の違法な公金支出をおこなった。

4 相手方の違法な公金の支出

（1）被告の長年継続する相手方松本美子への議員報酬以外の支出は下記表の通りである。

表 1、被告の相手方 松本美子への議員報酬以外の支出

（嵐山町文書保存期間の文書で判明した会計文書より）（円）

事業名	嵐山町立吉田集会所管理人謝礼		集会所活動事業ふれあい講座講師謝金 (人権教育市町村推進事業講師謝金)			嵐山町人権教育推進協議会委員報償(同和教育推進協議会委員報償)		嵐山町立吉田集会所運営委員会委員報酬	
	支出日	支出額	事業名	支出日	支出額	支出日	支出額	支出日	支出額
H11	—	—	高齢者・婦人学級	H12.3.15	70000	H11.6.25	6500	H11.6.17	5500
						H12.3.29	6500	H12.3.3	5500
H12	H12.11.6	40000	高齢者学級	H13.3.15	98000	H12.6.20	6500	H12.6.20	5500
	H13.3.15	120000	婦人学級	H13.3.15	56000	H13.3.26	6500	H13.3.2	5500
H13		240000	高齢者学級	H14.3.15	112000	H13.6.25	6500	H13.6.19	5500
			婦人学級	H14.3.15	126000	H14.3.25	6500	H14.3.28	5500
H14		240000	ダンス教室	H14.12.25	224000	H14.7.15	6500	H14.6.20	5500
			高齢者ならびに婦人学級	H15.2.25	14000	H15.3.25	6500	H15.3.24	5500
H15		240000	婦人・高齢者学級歌謡 ダンス教室(19回分)	H15.12.15	266000	H16.3.1	10000	H15.6.20	5500
								H16.2.24	5500
H16		240000	歌謡ダンス講師 (21回分)	H16.12.27	294000	H17.2.28	10000	H16.6.29	5500
								H17.3.2	5500
H17	H18.2.27	240000	ダンス講座(18回分)	H18.2.27	180000	H18.2.28	9000	H17.6.24	5000
									H18.2.28

H18	H19.3.26	216000	健康ダンス(17回)・手芸(3回)	H19.3.5	200000	H19.4.5	9000	H19.6.27	5000
								H20.3.5	5000
H19		216000	ふれあい講座講師	H20.3.5	180000	H20.4.7	9000	H20.7.25	5000
								H20.4.7	5000
H20	H21.130	違法を確認	ふれあい講座講師	H21.3.5	230000	H21.4.6	9000	H20.6.25	5000
								H21.4.6	5000
H21	-	-	ふれあい講座	H21.12.25	50000	H22.3.26	9000	H21.8.25	5000
				H22.2.5	180000			H22.3.31	5000
H22	-	-						H22.6.15	5000

(甲7～甲62)

(2) 相手方 嵐山町議会議員松本美子の政治倫理条例第8条違反について

平成19年10月施行の政治倫理条例第8条では、嵐山町議員は嵐山町からの業務請負等を行っている場合、議会議長に届け、30日以内に辞退することが定められている。しかし、相手方嵐山町議員松本美子は、その定めを反して平成19年度もふれあい講座講師を続け、平成20年度も町からの講師依頼を受諾し、講師謝金を受領し、平成21年度もふれあい講座の講師を受諾した。

兼業禁止違反の契約であっても、当該契約は当然には無効にはならないが、前記のように兼業禁止の契約を毎年繰り返して、議員の職務の適正、公正さに対して疑念を生じさせ、また、契約内容も第三者にかかわる契約でないところから、法及び条例違反の本件契約は公序良俗違反(民法90条)の契約として、無効とすべきである。そのように解さないと、繰り返される講師依頼と(その依頼内容は相手方議員の特別な知識や技能に基いて、余人に代え難いもの)である)被告と相手方との実質的な癒着関係を清算できないからである。従って、本件公金支出は、違法で無効な契約を原因として支出されたものであるから、違法な公金支出と判断されざるを得ない。

(3) 本件提訴にいたる経緯

嵐山町議会は、平成19年6月嵐山町議会議員政治倫理条例を議決し、平成19年10月より施行した。嵐山町議会議員政治倫理条例第8条は、嵐山町議員は、地方自治法92条の2を遵守して、公共工事の請負や業務委託を行っている場合には、議長に届け、30日以内に辞退することと定めている。嵐山町議会選挙は平成19年9月に施行され、平成19年10月15日より嵐山町議員の任期が始まった

平成21年1月30日、相手方松本美子議員が平成12年より月額20,000円、平成18年より当日まで月額18,000円の報酬で嵐山町立吉田集会所管理人を町より請負っていたことが明らかになった。嵐山町立吉田集会所

所管理人は、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部長が請負うことが慣例化し、被告吏員ならびに相手方嵐山町議会議員松本美子共、法 92 条の 2 への抵触を黙認していたと推測される。法 92 条の 2 に抵触している事実が明らかになったため、ただちに被告は相手松本美子への嵐山町立吉田集会所管理人事業委託を解消し、年度末支払いのため、平成 21 年度分は支払わず、平成 21 年 2 月より、近隣の住民に月 2,000 円で管理人事業を委託し、相手方松本美子の法 92 条の 2 違反を不問にした。

本年 1 月 7 日、相手方松本美子が嵐山町人権教育推進事業のうち、嵐山町立吉田集会所事業のふれあい講座講師を長年にわたり引き受け、謝金を得ていることが明らかになった。

被告吏員は、上記の平成 21 年 1 月 30 日に吉田集会所管理人請負が法 92 条の 2 に反することが判明した時点で、埼玉縣市町村課に問合せ、「囲碁の講師を議員が請負うことは、営利性がない場合法 92 条の 2 違反ではない」という行政実例の記載の指導を受け、違法ではないと判断し、相手方松本美子に、ふれあい講座講師を継続して依頼した。

本事業は嵐山町人権教育推進事業集会所事業であるが、部落解放同盟埼玉県連合会の運動方針の人権フェスティバル、集会所交流事業などに参加し、相手方松本美子の吉田集会所ふれあい講座健康ダンス教室の受講生と相手方松本美子が嵐山町代表としてその成果を発表するための事業でもある。相手方松本美子は、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の代表者である。

禁止される「請負」は、業務としてなされる一定の時間的継続性又は反復性を有する取引契約であることを要するが、営利性を必須の要件とするものではない。なぜなら、兼業禁止の趣旨は、長や議員の職務遂行における公正、適正さであり、必ずしも地方公共団体の財政の健全性の維持を目的としているものでもない。特に、条例では「町民に疑惑の念を生じさせないため」(8 条 2 項)と規定しており、町民から見る職務の適正さ公平さを目的としていると解せられる。

本件支出は、相手方の政治倫理違反が原因であるとしても、そのような契約は前記のとおり無効と解すべきであり、そうであれば被告は嵐山町支出責任者であるため、違法支出の責任がある。

- (4) 嵐山町立吉田集会所運営委員会委員ならびに嵐山町人権教育推進協議会委員就任が嵐山町議会議員申し合わせ事項の趣旨違反であり不相当であること(本件に係る背景事象)

嵐山町議会議員申し合わせ事項抵触について

平成 14 年 6 月 5 日の全員協議会において、「あて職の禁止」で嵐山町

議会においては、議員は行政の主催する各種審議会ならびに私的諮問機関委員社会福祉協議会、シルバー人材センター等については、議員として委員就任を辞退するルールを定めた（甲 63）。

嵐山町立吉田集会所運営委員会は嵐山町立吉田集会所設置及び管理条例第 3 条、集会所の企画・運営をはかる目的で設置され、委員数は 15 名以内である。吉田集会所は昭和 49 年に建設され同和問題の解決をはかるため、社会同和教育推進の場として位置づけられている。

嵐山町人権教育推進協議会は、同和問題を始めとする様々な人権に関する課題の解決に資するとともに人権教育の振興をはかり、明るい地域社会づくりに寄与するために設置されている。

相手方松本美子の嵐山町立吉田集会所運営委員会委員就任による便宜確保

相手方松本美子と両委員会との関係

保存されている支出負担行為兼支出命令書では、平成 11 年度の吉田集会所運営委員会委員報償費として相手方松本美子への支出負担行為兼支出命令書がもっとも古いものである。すでに 11 年を経過しているため、相手方松本美子の最初の就任年月日を立証する文書が保存されておらず、最初の就任年月日は不明である。相手方松本美子は議員でありながら、同委員に地域代表として就任している。地域代表以外の嵐山町立吉田集会所運営委員会委員は、社会教育委員、学校長、社会教育関係団体の代表者、地区住民の代表者、知識経験者である。地区代表のうち区長は役職選任であり、社会教育委員・校長・社会教育関係団体の代表者・知識経験者は変転している。又、被告吏員は人事異動がある。しかし相手方松本美子の吉田集会所運営委員は再任が続いている（甲 64）。人権教育推進協議会委員も地域代表以外の委員は、行政関係職員、小中学校長、小中学校・幼稚園人権教育主任、社会教育委員、PTA 会長、女性団体の代表者、区長代表者、民生児童委員、老人会代表者、人権擁護委員の代表者、知識経験者である。役職選任や嵐山町職員は、委員の変転がある。現在、両委員会委員のなかでは相手方松本美子がもっとも長期にわたると推測される（甲 65）。

相手方松本美子の長期間の嵐山町立吉田集会所運営委員会委員就任による町政への干渉

相手方松本美子の議員でありながら町非常勤職員として嵐山町立吉田集会所運営委員会委員に長期間就任していることで、被告に対して過度な負担を求めることができる状態が構築されている。相手方松本美子は、嵐山町議員であり、予算・決算の議決権・議会での質問権があるが、

議会ではない行政の執行補助機関委員として発言する場をもち、又、自身が副委員長である嵐山町立吉田集会所運営委員会においては、委員会が企画する事業の講座講師を請負い、平成 21 年 1 月まで吉田集会所管理人であったため、三重・四重に行政に対して便宜を求めることが出来る構造ができています。

嵐山町立吉田集会所ふれあい講座の不公平取り扱いについて

吉田集会所ほか嵐山町公共施設で行われている嵐山町町主催講座は、参加者の講師料については無料である。

嵐山町が支出する講師謝金については、嵐山町立吉田集会所のふれあい講座講師は、2 時間 10,000 円の謝金であるが、他の嵐山町講座である公民館講座や、生き生きふれあいプラザ「なごみ」の講座は、町内の講師の場合 2 時間 7,000 円、町外の講師は 2 時間 10,000 円である。又、講座回数は相手方松本美子の場合、平成 20 年度は 23 回、平成 21 年度は健康ダンス教室が 18 回、健康講座が 5 回であるが、公民館講座や生き生きふれあいプラザ「なごみ」の講座は、3 ~ 8 回の講座回数である（甲 68 ~ 甲 70）。

ふれあい講座の健康ダンス教室の成果の発表で使用する衣装は、嵐山町需用費で負担している。一方公民館講座や生き生きふれあいプラザ「なごみ」での講座は参加者に必要な教材費・発表会の衣装代は自己負担である。吉田集会所のふれあい講座は他の嵐山町講座とは異なり、不公平不公正に優遇されている。

相手方松本美子が議員であることによる、自身・所属団体への便宜確保

市町村議員は議場において、一般質問と呼称されている町政全般について質問し、行政を正す権利がある。平成 17 年 12 月 8 日の嵐山町議会一般質問（甲 84）は、嵐山町に対して、公民館講座の吉田集会所への事業の拡大を求めている。相手方松本美子は、平成 11 年以前より吉田集会所講座において、高齢者学級・婦人学級の講師を請け負っている。その後、平成 21 年度については、吉田集会所ふれあい講座のうち吉田 9 支部の 75 才以上の高齢者対象の健康講座講師も新たに請負った。

同一般質問において、公民館講座の講師謝礼金額について質問し、吉田集会所講座講師謝礼は現在 2 時間で 10000 円であり、嵐山町公民館講座講師謝礼・生き生きふれあいプラザなごみの講座講師謝礼は町内の人については、2 時間 7000 円との答弁より、他の嵐山町の一般的な講師謝礼よりも 1.4 倍高額であることについて認識している。吉田集会所ふれあい講座は、受講生がすくなく、嵐山町立吉田集会所運営委員会の課題である。相手方松本美子の健康ダンス教室参加者は 4 名である（甲

81)。

同質問において、公民館講座の参加者が少ない場合、講座の廃止はあるのかと質問し、答弁者小林生涯学習課長は講座内容の見直しは必要に応じてやっていくと答弁している。

又、公民館講座講師の再任について質問し、任期の基準はないという答弁を得ている。審議会委員の構成についても質問し、審議会や委員会毎に経験や識見より、どのような人がふさわしいか、女性の参画、地域のバランスを配慮して選任しているという答弁を得ている。

相手方松本美子は、直接自身にかかる事柄として質問していないが、周辺事項を質問することで、言外で被告に対し、優遇を求めている。

嵐山町事業である吉田集会所事業と相手方松本美子が所属する団体の事業の重複

嵐山町立吉田集会所は同和問題の解決を図るため、社会同和教育推進のための施設である。嵐山町立吉田集会所は、町の公共施設であり、嵐山町が管理している。嵐山町立施設として平成 21 年度は 965,000 円、平成 22 年度は 1,115,000 円の予算で管理されている。

町公共施設であるが、鍵管理は、集会所管理人として地域住民に委託しており、被告は地域住民の使用を把握できない。ふれあい講座事業は、吉田 1 区・2 区 160 世帯、600 名弱の町民が対象であり、地外の町民にはどのような事業を行っているのか知らされておらず、参加することはない。

嵐山町立吉田集会所では、嵐山町人権教育推進協議会が年 2 回、嵐山町立吉田集会所運営委員会が年 2 回開催され、嵐山町人権教育推進事業のうちの集会所事業として、吉田集会所ふれあい講座とふれあい塾が毎年、7 月から 2 月まで開催される。

ふれあい講座は、嵐山町立吉田集会所運営委員会において、企画が決定され、主催は嵐山町教育委員会である。吉田 1 区・2 区の住民に回覧板で講座の開催を地区住民に知らせる。小学生対象のふれあい塾は吉田地区の小学生が通学している七郷小学校の児童を対象に行われ、七郷小学校の入学式や父母への通知、教師の家庭訪問などで呼びかけ、吉田 1 区・2 区以外に七郷小学校区の小学生が対象である。ふれあい講座、ふれあい塾共に少子高齢化により参加者が少ない。

嵐山町立吉田集会所事業は町事業であると同時に、相手方松本美子が支部代表である部落解放同盟埼玉県連合会の運動目標の集会所事業でもある。部落解放同盟埼玉県連合会の 2009 年度運動の目標では、地域に開かれた施設として集会所事業を活性化させ、地域の教育文化活動を推進しようとし、集会所連絡協議会を発足させ、各地域・郡市協議会に担

当者を設置すると記されている。

部落解放同盟埼玉県連合会の運動目標の一つに、「人権フェスティバルを発展させ人権ネットワークの組織作りを進めよう」がある。相手方松本美子の健康ダンス教室は、人権フェスティバルに参加し、発表することを目的として、衣装作り、ダンスの練習に励むものであり、21年度は「ピンキーとキラーズ」の「恋の季節」と「永井みゆき」の「大阪すずめ」の2曲の振り付けと衣装づくりに取り組んだことが報告されている。相手方松本美子の講座受講者は、「嵐山祭り」、人権・同和問題を考える「県民のつどい」「集会所まつり」のステージ発表をめざしての取組であった。

嵐山町立吉田集会所は公共施設であるが、同時に部落解放同盟埼玉連合会事業を展開するための施設でもある。部落解放同盟埼玉県連合会の事業展開に嵐山町教育委員会が施設管理を行い、場を提供し、経費負担・事務負担で協力しているといえる。

相手方松本美子の自己に対する便宜を求める発言について

相手方松本美子には、議員でありながら嵐山町事業ふれあい講座の健康ダンス教室の講師として、自らが代表である部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の事業にふれあい講座を活用し、議員の立場と、嵐山町補助機関の委員としての立場の2重の立場から、嵐山町人権教育推進講座ふれあい講座に対して嵐山町に便宜を求める発言をしている。

相手方松本美子は吉田集会所運営委員会委員として、嵐山町に便宜を求める質疑や叱咤する発言を行っている。平成21年3月19日開催の会議録（甲79）では、相手方松本美子は、副委員長として閉会の挨拶で参加者が少ないこと、参加者を募るのに回覧では日程的に困難ということに対し、取組の上で大変だという報告があるがよいのか、全体的なふれあいが少ないなどと叱咤している。平成22年5月25日開催の委員会では、健康ダンス教室について、人権フェスティバルで発表するため、どこの集会所でも本町の講座の3倍くらいやっけて、発表等に参加しなければ意味がないという趣旨の発言を行っている。

相手方松本美子は嵐山町議会議員であるが、同時に嵐山町非常勤職員である嵐山町立吉田集会所運営委員会委員として、我田引水の論理で団体の利益といいながら、長年講座講師を受諾し、平成20年度は集会所健康ダンス教室講師、平成21年度は集会所事業健康ダンス教室と健康講座の講師を引き受け、自己の利得を得ている。

- (5) 嵐山町議会議長藤野幹男（以下、藤野幹男議長とする。）の政治倫理条例第14条3項違反より無意味になった嵐山町議会議員政治倫理審査制度

本年3月3日、原告渋谷登美子と議員川口浩史は、上記について嵐山町議会議員政治倫理審査会（以下、政治倫理審査会とする。）に対し政治倫理審査請求を行うために、条例第14条1項に従って藤野幹男議長に審査請求書を提出し、藤野幹男議長は受理した（甲85）。藤野幹男議長は条例第14条3項に従って、政治倫理審査会に審査を求めなければならない。又、審査請求書につき政治倫理審査会は条例第15条2項の定めより、議長が審査を求めてから60日以内に審査にかかる報告を行わなければならない。藤野幹男議長は条例に反して、5月2日を過ぎても政治倫理審査会に意図的に審査を求めず、政治倫理条例第14条3項に反している。政治倫理条例第14条3項には、除外規定がある。除外規定は、嵐山町議会議員政治倫理規則第12条4項に記されているが、その除外規定は、1、審査請求が不適法で却下するとき、2、審査請求が条例第14条1項または2項に関わるものでなく不適法で却下するとき、3、規則12条3で形式上の不備があるときは、その補正を求めることができるが、補正を求めても請求人が応じず、却下するとき、4、審査請求が同一の人ですで行われた同一の内容のものであるとき、5、審査請求が係争中のものであるが、本審査請求はそのいずれにも該当していない。

原告の一人渋谷登美子が、3月4日、藤野幹男議長に、いつ政治倫理審査会に提出するのか問うた際、藤野幹男議長は、請求文書中に嵐山町職員名が記されているので問題であるというので、訂正文書を準備したが、一度受理した文書を変更することはできないと訂正を拒絶した。これは審査請求に形式上の不備があるときは、その補正を求めることができるとの嵐山町議会政治倫理条例施行規則第12条の趣旨に反する。

藤野幹男議長は、3月5日に、議会全員協議会を開催し、審査請求書を嵐山町議員全員に配布し、受理したが今後のことは不明と話した（甲86）。議会運営委員会でも問うたが、応じなかった（甲87）。

藤野幹男議長は3月31日に政治倫理審査会を開催したが、政治倫理審査会に審査を求めなかった。

3月24日、藤野幹男議長に文書にて、原告の一人渋谷登美子ならびに嵐山町議員川口浩史は質問書を送付し（甲88）、3月31日の政治倫理審査会、ならびに政治倫理審査請求人に対し、政治倫理審査会に審査を求めず、全議員に審査請求書を配布した理由を3月31日までに文書で示すように申し入れた。同時に政治倫理審査会会長に対しても、審査請求を行っているが議長は審査会に審査をもとめていないこと、しかし、議会全員協議会で配布しているため、その理由について文書回答を求めてほしい旨、また審査会に審査を求めないことは不当であることの戒告を依頼する申出書を送付した（甲89）。藤野幹男議長より3月29日付けで、郵送で回

答書が送付された。その回答は 政治倫理審査会に審査を求めない理由として定例会会期中で慎重に検討し、対応が必要なこと、内容が松本議員の件としているのに、役場職員の個人の関係がでていてプライバシーの問題に発展する様相があることに鑑み熟慮が必要であること、政治倫理審査会委員 5 名の任期が 3 月 27 日までのため改選時期であり、再任を依頼しているが 2 名の欠員が生じる様相であるが年度末で繁忙な時期と重なったこと、埼玉県庁への問合せの結果、審査請求で違法と申し立てている事案は必ずしも違法とは言い難いとの回答があること、重大なことは十分慎重な行動が必要なため、3 月 5 日開催の議員全員協議会で配布した理由は 3 月 3 日記者発表し新聞報道に出たこと、その発表で松本議員個人の名前がでていうことというものであった（甲 90）。

3 月 31 日の政治倫理審査会の会議録では、議長を通さず、直接議員が政治倫理審査会会長に対し、申し入れ書を送付することは不当であるという内容の審議が行われ、審査会会長は、現時点では、審査をもとめられておらず、議長・副議長でよく審議してほしいと発言した内容が記されている（甲 91）。

原告の一人渋谷登美子と川口浩史議員は、被告に対し、4 月 1 日、平成 21 年度政治倫理審査会予算は 54,000 円であること、藤野幹男議長は、政治倫理条例第 14 条 3 項違反であること、法 2 条 14 項、同 16 項、法 221 条の趣旨により、政治倫理審査会に審査を求めるよう戒告する意見書を提出した（甲 92）。

原告の一人渋谷登美子ならびに請求議員川口浩史は、4 月 5 日に藤野幹男議長に文書において議長裁量によって、政治倫理審査会への請求を留保することはできず、現状は政治倫理審査制度の妨害であり、違法であることを通知した（甲 94）。催告書は受理されながら放置された。藤野幹男議長は悪意の懈怠により政治倫理条例第 14 条 3 項に反した。

被告は、上記 に対して、4 月 25 日づけで 2 元代表制の議会のことであるので、被告が関与することはないと回答した（甲 95）。

藤野幹男議長は悪意によって、政治倫理審査会に審査を求めず、嵐山町議会議員政治倫理審査制度を無意味にした重大な違反がある。

被告は、嵐山町財政の支出権者であり、嵐山町議会議長藤野幹男の故意の違法を知りながら、審査を求めない政治倫理審査会を開催し、委員報償を支出している。又相手方藤野幹男に、予算を伴う政治倫理審査会を無意味にしたことになんらの注意勧告をしていない。

4、被告の違法性の継承

被告は、議会に対し、議員及び政治倫理審査会委員への報酬の支出の責任

者である。従って、相手方松本美子の条例違反による違法支出の不当利得の返還を請求する義務がある。

被告は、相手方松本美子が、法 92 条の 2 を遵守する政治倫理条例第 8 条違反を、不問にしており、法 221 条 2 項、法 2 条 14 項、同 16 項の重大な違反がある。

5、悪意の受益者

相手方は、本件契約が方及び条例違反であることを議員として熟知しており、当然辞退しなければならない立場にあったので、悪意の受益者である。

6、監査請求

(1) 原告らは、平成 22 年 5 月 6 日、嵐山町監査委員に対して地方自治法 242 条 1 項に基づき、上記違法な公金支出につき監査請求をおこなったが、嵐山町監査委員は、同年 7 月 5 日に監査請求を却下ないし棄却し、同年 7 月 7 日に原告らに届いた(甲 1)。

(2) 本件監査請求のうち、相手方松本美子の平成 20 年度分については、監査請求の時点から 1 年を経過しているが、上記 4、(5)のとおり平成 22 年 3 月 3 日に、藤野幹男議長に、原告の一人渋谷登美子は、政治倫理審査請求を行った。政治倫理条例規則第 12 条(5)の規則で審査請求の事案が係争中である場合、議長は審査会に審査請求を求めないことができる定めがあるため、審査会に審査請求を求めるにあたり、同条項に該当することを避けた。しかし、藤野幹男議長の悪意による妨害により、その目的を遂げることができなかった。支出日より 1 年を経過しているが相手方藤野幹男の故意による妨害で、政治倫理審査制度が無意味となったため理由がある。

原告岡野璃恵子ならびに原告弥永健一は、平成 20 年度分支出については本件議員についての政治倫理審査会に政治倫理条例違反の支出についての審査請求が提起されたとの記事より初めて知ることができたので監査請求の期間徒過につき理由がある(甲 96)。

6、よって、原告らは、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づき、被告に対して 次の権限の行使を求める。

被告は、相手方松本美子に対して、下記表の金員の不当利得の返還ならびに支出額の金員に対する支出日の翌日からの各支払い日までの年 5 分の割合による不当利得返還の請求。

支出項目	支出額	支出日
平成 20 年度分吉田集会所講師謝礼	230,000 円	平成 21 年 3 月 5 日
平成 21 年度分吉田集会所講師謝礼	180,000 円	平成 22 年 2 月 25 日
同上	50,000 円	平成 21 年 12 月 25 日

以 上

証 拠 方 法
別紙証拠説明書記載の通り

添 付 書 類
訴訟委任状 3 通
甲号証写し 各 1 通

上 申 書

さいたま地方裁判所御中

平成 22 年 8 月 5 日

原告ら訴訟代理人
弁護士 佐 竹 俊 之
弁護士 太 田 伸 二

本件訴えは、別に提起した御庁平成 22 年（行）第 号公金支出金返金請求事件と、原告被告が同一で、相手方も団体の代表者として共通して、その事実上の争点を一部共通にした関連請求であるので、同事件と併合されるよう上申する。

また、仮に関連請求でないとしても、平行して同時に審理されたく、上申する。